

## 豊能町立図書館図書館間協力貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊能町立図書館設置条例（昭和60年条例第22号）第2条第3号の規定に基づき、図書館資料の図書館間相互貸借を行うにあたって必要な事項を定める。

(貸出対象図書館等)

第2条 図書館資料の貸出対象図書館等は、次のとおりとする。

- (1) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条に規定する公立図書館
- (2) その他館長が認める図書館または機関

(貸出しの申込)

第3条 貸出しを受けようとする図書館等（以下「借受館」という。）は、豊能町立図書館に、文書・FAXによる通知もしくは直接来館することにより貸出申込を行うことができる。

(貸出しできない図書館資料)

第4条 貸出しできない図書館資料は、以下のとおりとする。ただし、館長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 館外持ち出し禁止とした資料
- (2) 受入後6月以内の図書及び雑誌
- (3) 利用頻度が極めて高い資料
- (4) 視聴覚資料（障害者向けカセットを除く）
- (5) 新聞
- (6) マンガ・コミック
- (7) 行事用資料
- (8) 損耗の著しい資料
- (9) その他館長が特に指定する資料

(貸出冊数)

第5条 貸出しすることのできる資料は、借受館1館につき10冊以内とする。ただし、館長が必要と認めるときは、この限りでない。

(貸出期間)

第6条 資料の貸出期間は、資料の発送返却に要する日を含めて発送の日から30日以内とする。ただし、館長が必要と認めるときは、この限りでない。

(送付方法と経費)

第7条 図書館資料の貸出・返却方法と経費の負担は、以下のとおりとする。

- (1) 資料の貸出・返却は、借受館職員への直接手渡し、又は書留郵便扱い等、本町図書館の指定する郵送方法によるものとする。ただし、大阪府

立図書館協力車及び連絡便を利用する借受館は、この限りでない。

(2) 資料の貸出・返却に要する費用は、借受館の負担とする。

(予約の順位)

第8条 予約の順位については、相互貸借申込の受付後に、本町図書館利用者からの予約が発生した場合は、当該利用者（借受館を除く）の予約を優先するものとする。

(貸出資料の事故等)

第9条 借受館が、貸出しを受けた資料を紛失又は破損したときは、豊能町立図書館運営規則（昭和60年教育委員会規則第3号）第8条の規定を準用し、現物又は館長が指定する資料を弁償するものとする。

(点字図書等の貸出)

第10条 点字図書及び音訳図書の相互貸出については、別途協議のうえ定める。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は館長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。